

(仮称) 泉佐野市子ども基本条例庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 泉佐野市子ども基本条例(以下「条例」という。)の策定に関し、庁内において必要な事項を検討するため、(仮称) 泉佐野市子ども基本条例庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 条例の素案の作成に関すること。
- (2) その他市長が条例の策定に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者を委員とし組織する。

子ども部長

子ども貧困対策担当理事(子育て支援課長)

少子化対策担当参事

地域共生推進課長

健康推進課長

人権推進課長

学校教育課長

学校指導担当参事

人権教育担当参事

青少年課長

(任期)

第4条 委員の任期は、条例が議会において議決されるまでとする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、子ども部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、子育て支援課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会において定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。